

大津市コンベンション開催等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内でコンベンションを開催し、又はエクスカーションを実施する事業を行う者に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する経費の一部を補助することにより、本市へのコンベンション及びエクスカーションの誘致を促進し、もって市内産業の活性化並びに本市の観光及び文化の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション 学会、大会、会議、研修会、シンポジウムその他これらに類するものとして市長が適当と認める集会をいう。
- (2) エクスカーション コンベンションの参加者が参加する当該コンベンションに付随して行う観光、視察等（当該コンベンションを開催する者が企画及び実施する観光、視察等であつて、市内の有料観光施設を1か所以上利用するものに限る。）をいう。

(補助事業の区分等)

第3条 この要綱による大津市コンベンション開催等事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、補助事業の要件、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するコンベンション又はエクスカーションに対しては、補助金を交付しない。

- (1) 政治的若しくは宗教的な活動又は専ら営利若しくは開催者（その構成員を含む。）の福利厚生を目的とするもの
- (2) 国又は地方公共団体が開催するもの
- (3) 次のアからエまでのいずれかに該当する者が開催するもの
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 役員等（個人にあつてはその者を、法人にあつては役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であると認められる者
 - ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
- (4) その他コンベンション又はエクスカーションの目的又は内容が補助金の目的に照らし不相当であると市長が認めるもの

(補助金の額等)

第4条 コンベンション開催事業に係る補助金の額及び交付限度額は、別表第2に定めるとおり

とする。

2 エクスカーション実施事業に係る補助金の額は、当該補助事業の実施に当たり参加者の移動手段としてエクスカーションを実施する者（以下「実施者」という。）が借り上げる乗合バス（市内に営業所を置くバス事業者が手配するものに限る。以下「借上げバス」という。）1台ごとに、次の各号に掲げる額を比較していずれか少ない方の額（以下「選定額」という。）を算定し、当該補助事業において用いる全ての借上げバス（当該補助事業において5台以上の借上げバスを利用する場合にあっては、実施者が選択する任意の5台の借上げバス）に係る選定額を合計した額とする。

(1) 当該借上げバスに係る補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 50,000円

（交付申請書）

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市コンベンション開催等事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支計画書

(3) 開催者が法人又は団体である場合にあっては、役員等名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市コンベンション開催等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市コンベンション開催等事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市コンベンション開催等事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市コンベンション開催等事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市コンベンション開催等事業補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市コンベンション開催等事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、第7条第2項の規定により交付申請書に添付した書類のうち変更に係るものを添付しなければならない。

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市コンベンション開催等事業補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市コンベンション開催等事業補助事業中止（廃

止) 承認決定通知書(様式第9号)又は大津市コンベンション開催等事業補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市コンベンション開催等事業補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市コンベンション開催等事業補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市コンベンション開催等事業補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市コンベンション開催等事業補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(事前交付請求に係る交付請求書)

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市コンベンション開催等事業補助金事前交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市コンベンション開催等事業補助金事前交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市コンベンション開催等事業補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業の区分	補助事業の要件	補助対象者	補助対象経費
コンベンション開催事業	<p>次の各号のいずれにも該当するコンベンションを開催する事業であること。</p> <p>(1) 市内で開催されるものであること。</p> <p>(2) 開催期間が1日以上（国際コンベンションに該当しないコンベンションにあつては、2日以上）であること。</p> <p>(3) 参加者数（各参加者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によりコンベンションを開催する場合にあつては、当該方法により参加する者の数を含まないものとする。）が50人以上（国際コンベンションに該当しないコンベンションにあつては、200人以上）であること。</p> <p>(4) 開催者から当該コンベンションの参加者に対して、市内の宿泊施設及び観光に係る情報が提供されていること。</p> <p>(5) 当該コンベンションの開催に付随して、エクスカージョンが実施されること。</p> <p>(6) 国際コンベンションに該当しないコンベンションにあつては、地方大会以上の規模であること。</p>	<p>当該コンベンションの開催者（複数の者が共同して開催する場合にあつては、その代表者）</p>	<p>会場使用料、会場工事費、運営委託費、通信機器等備品賃借料、備品購入費、印刷製本費、筆耕翻訳料その他補助事業の実施に要する経費であつて市長が適当と認めるものとする。ただし、飲食に係る経費は、交付の対象としない。</p>
エクスカージョン実施事業	<p>次の各号のいずれにも該当するエクスカージョンを実施する事業であること。</p> <p>(1) 市外で開催されるコンベンションに付随して実施するものであること。</p> <p>(2) 借上げバスを利用して実施するものであること。</p> <p>(3) 参加者（当該コンベンション及びエクスカージョンのいずれにも参加する者に限る。）の数が20人以上であること。</p> <p>(4) 開催者から当該コンベンションの参加者に対して、市内の宿泊施設及び観光に係る情報が提供されていること。</p>	<p>当該エクスカージョンが付随するコンベンションの開催者（複数の者が共同して開催する場合にあつては、その代表者）</p>	<p>バスの借上げ経費</p>

備考 この表において「国際コンベンション」とは、次のいずれにも該当するコンベンションをいう。

- (1) 日本を含む3か国以上の出身国の参加者が参加するものであること。
- (2) 参加者数の5分の1以上が当該コンベンションへの出席を目的として国外から参加するものであること。

別表第2（第4条関係）

区分	参加者数	交付限度額	補助金の額
国際コンベンション	50人から299人まで	500,000円	<p>次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額とする。</p> <p>(1) 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）と、交付限度額とを比較していずれか少ない額</p> <p>(2) 補助対象経費から、当該補助事業に対して国又は地方公共団体が交付する補助金等その他収入の額を控除して得た額</p>
	300人から499人まで	1,000,000円	
	500人から999人まで	1,500,000円	
	1,000人以上	2,000,000円	
国際コンベンションに該当しないコンベンション	200人から999人まで	500,000円	
	1,000人から1,999人まで	1,000,000円	
	2,000人から2,999人まで	1,500,000円	
	3,000人以上	2,000,000円	

大津市コンベンション開催等事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

氏 名

(団体の場合は、名称及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市コンベンション開催等事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
事 業 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 収支計画書 (3) 開催者が法人又は団体の場合にあつては、役員等名簿 (4) その他市長が必要と認める書類

大津市コンベンション開催等事業補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市コンベンション開催等事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。 (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (5) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがあること。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請書に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第6条関係）

大津市コンベンション開催等事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市コンベンション開催等事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと決定した理由	

様式第4号（第7条関係）

大津市コンベンション開催等事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市コンベンション開催等事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第7条関係）

大津市コンベンション開催等事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市コンベンション開催等事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので、大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

大津市コンベンション開催等事業補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、名称及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市コンベンション開催等事業補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市コンベンション開催等事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、名称及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市コンベンション開催等事業補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 8 号（第 9 条関係）

大津市コンベンション開催等事業補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市コンベンション開催等事業補助事業の変更について、次のとおり承認したので、大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第9条関係）

大津市コンベンション開催等事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市コンベンション開催等事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので、大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第9条関係）

大津市コンベンション開催等事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市コンベンション開催等事業補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第11号（第9条関係）

大津市コンベンション開催等事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市コンベンション開催等事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので、大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市コンベンション開催等事業補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、名称及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市コンベンション開催事業補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
事 業 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	

様式第13号（第11条関係）

大津市コンベンション開催等事業補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市コンベンション開催等事業補助事業について、次のとおり大津市コンベンション開催等事業補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市コンベンション開催等事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

印

(団体の場合は、名称及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市コンベンション開催等事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

大津市コンベンション開催等事業補助金事前交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

印

(団体の場合は、名称及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市コンベンション開催等事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称			
補 助 事 業 の 区 分			
交 付 決 定 金 額	円		
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由			
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円		
交 付 請 求 金 額	円		
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口 座 番 号	普通	・ 当座
	口 座 名 義		
添 付 書 類			

様式第16号（第14条関係）

大津市コンベンション開催等事業補助金事前交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市コンベンション開催等事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第17号（第15条関係）

大津市コンベンション開催等事業補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市コンベンション開催等事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 区 分	
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。

事業計画書

1 コンベンションの概要

(1) コンベンションの名称

(2) 開催者（申請者）

氏名：

住所：

連絡先：

(3) 開催期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

(4) 主な会場

(5) 参加予定者数等

ア) 国際コンベンションの場合

① 参加予定者数 人

内、国内在住者 人（内、オンライン参加者 人）

海外在住者 人（内、オンライン参加者 人）

② 参加者の出身国の数（日本含む）（ 国）

イ) 国内コンベンションの場合

参加予定者数 人（内、オンライン参加者 人）

2 エクスカーションの概要

(1) 実施予定日 年 月 日

(2) 訪問予定場所

3 市内の宿泊施設及び観光に係る情報の提供方法

4 その他

(1) 会議内容の概要

(2) 開催組織（会議開催及び運営に係る組織体制の分かる資料を添付すること。）

事業計画書

1 コンベンション開催概要

(1) コンベンションの名称

(2) 開催者 (申請者)

氏名:

住所:

連絡先:

(3) 開催期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間)

(4) 主な会場

(5) 参加予定者数 人

2 エクスカーションの概要

(1) 実施予定日 年 月 日

(2) 訪問予定場所

(3) 参加予定人数 人

(4) 借上げバス台数

(5) 利用するバス事業者

3 市内の宿泊施設及び観光に係る情報の提供方法

収 支 計 画 書

(収入)

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
補助金		
合 計		

(支出)

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
その他		
合 計		

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、大津市が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自社もしくは自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる。
 - (2) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であると認められる。
 - (3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる。

年 月 日

様

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名・代表者名]

(ふりがな)

氏 名

[代表者の生年月日]

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

実 施 報 告 書

1 コンベンションの開催結果

(1) コンベンションの名称

(2) 開催期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間)

(3) 主な会場

(4) 参加者数 人

(各日の参加者数) ※開催日数に応じて適宜追加してください

ア) 国際コンベンションの場合

① 1日目:

国内在住者 人 (内、オンライン参加者 人)

海外在住者 人 (内、オンライン参加者 人)

参加者の出身国の数 (日本含む) (か国)

② 2日目:

国内在住者 人 (内、オンライン参加者 人)

海外在住者 人 (内、オンライン参加者 人)

参加者の出身国の数 (日本含む) (か国)

③ 3日目:

国内在住者 人 (内、オンライン参加者 人)

海外在住者 人 (内、オンライン参加者 人)

参加者の出身国の数 (日本含む) (か国)

イ) 国内コンベンションの場合

① 1日目:

参加者数 人 (内、オンライン参加者 人)

② 2日目:

参加者数 人 (内、オンライン参加者 人)

③ 3日目：

参加者数 人 （内、オンライン参加者 人）

2 エクスカーションの実施結果

(1) 実施日 年 月 日

(2) 実施内容（必要に応じて写真を添付すること）

(3) 訪問場所

(4) 参加者数

3 市内の宿泊施設及び観光に係る情報の提供方法

実 施 報 告 書

1 コンベンションの概要

(1) コンベンションの名称

(2) 開催者 (申請者)

氏 名 :

住 所 :

連絡先 :

(3) 開催期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間)

(4) 主な会場

(5) 参加者数 人

2 エクスカージョンの実施結果

(1) 実施日 年 月 日

(2) 訪問場所

(3) 参加人数 人

(4) 借上げバス台数

(5) 利用したバス事業者

3 市内の宿泊施設及び観光に係る情報の提供方法

収 支 決 算 書

(収入)

(単位：円)

区 分	決 算 額	摘 要
補助金		
合 計		

(支出)

(単位：円)

区 分	決 算 額	摘 要
その他		
合 計		